

令和元年度

定期監査報告書

球磨村監査委員

定期監査結果報告書

第1 監査の対象機関

総務課、企画振興課、税務課、住民福祉課、健康衛生課、産業振興課
農業委員会、建設課、教育委員会、議会事務局

第2 監査実施期間

令和元年10月21日（月）～25日（金）の4日間

第3 監査の主眼

球磨村監査基準と他関係法令等に沿い、財務に関する事務の執行について、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性の観点にも留意して実施した。また、行政に関する事務の執行については、事前に提出された資料に基づき、それぞれ抽出による調査をするとともに、担当職員から説明を聴取して、事業事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうか、また各課からの重点目標を主眼として監査を実施した。

第4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については概ね適正と認められたが、監査の際に確認された指摘事項及び意見事項について提示する。なお、全体的に提出された監査資料の様式間の整合性が取れていない等あったので、内容について精査をお願いする。

監査対象機関	監査の結果
議会事務局	① 議会広報は、議会活動をお知らせする広報媒体である。 今後、一般質問以外の審議の内容を取り上げることができないか検討をお願いする。
総務課	① 正職員に限らず全ての職員について、村民や来庁者に対する明るい挨拶、親切な接遇の心がけること。 ② 正職員数の削減により嘱託・臨時職員数が多くなっているが、地方公務員法の改正で令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入を踏まえ、定員管理と各課職員の業務量の把握に努め、適正な人事管理をお願いする。 ③ 全庁的に財務に関する事務が、前例踏襲で処理しているケースが見受けられる。負担行為及び支出命令、調定の起票（起票する時期）、また寄附金の受入れについては、財務規則に沿った事務処理

	<p>の認識が必要と感じられることから、総務課より全職員へ事務要領の周知をすること。</p> <p>④ 使用料（情報通信施設使用料、公営住宅使用料）、財産貸付収入（土地貸付収入）の滞納については、若干減少傾向にあるが滞納者の増加と滞納額の増加に繋がらないよう徴収計画を作成し、他課との連携と協力を図りながら確実な未納の解消に努められるようお願いする。</p> <p>⑤ 情報通信テレビ利用料の過誤納金について、村民の信頼を損なわぬよう細心の注意を払うこと。</p> <p>⑥ 村が管理する住宅等の老朽化が進む現状を踏まえ、現場確認を行ない優先される修繕については早期対応と適正な維持管理に努めること。</p> <p>⑦ 財産台帳の整備については、年度内の完成に向け計画的な事務の遂行をお願いする。</p> <p>⑧ 旧俣口分校の利活用については、全庁的にアイデアを求め検討をお願いする。</p> <p>⑨ コミュニティバスの運行は、JRのダイヤ改正によりJR列車とのアクセスが出来ない状況と聞くが、企画振興課と連携し、村民の利便性を考慮した公共交通体制の構築をお願いする。</p> <p>⑩ 人事評価は、職員がやる気の出る人材育成指導に繋がるようお願いする。</p> <p>⑪ 全ての課（局）に共通し、委託・物品のリース、工事請負・備品購入についての契約事務において、随意契約が多く見うけられる。財務規則に定める限度額以下、若しくは業者選定が1者のみとなる場合に随意契約となる理由を起案書へ明記して決裁を得るよう財務規則に沿った事務手続きをすること。 また、複数年の業務委託や物件のリースについては、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の整備や債務負担行為手続が必要なものについての検討をお願いする。</p>
企画振興課	<p>① 企画振興課については、村政の大きな計画の立案策定を行う要となる業務を担っており、今後においても村の課題の解決策や活性化対策に対して有利となる新たな施策の計画と取組みをお願いする。</p> <p>② 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第1期の総合戦略の4つの基本目標に対する進捗状況の把握と検証を行い、第2期における国の交付金を活用した効果のある事業展開をお願いする。</p> <p>③ 一勝地交流センターかわせみに対する指定管理委託料、一般会計における修繕及び工事請負、備品購入は、今後の見通しを立て村財政負担増加の抑制に努めること。</p>

	<p>④ 広報紙について、村民への情報提供の手段として作成されているが、村の課題や問題提起型の広報紙づくりも検討しながら情報発信をお願いします。</p> <p>⑤ かわせみ会については目的を再認識して、球磨村の活性化に繋げる都市との交流事業となるよう会の発展を推進するようお願いする。</p> <p>⑥ 田舎の体験交流館さんがうらは、都市との交流事業以外で、周辺地域の活性化事業にも取り組みながら運営努力されている。自立して充実した経営が行われるよう検討をお願いします。</p>
税務課	<p>① 村税は自治体運営の重要な自主財源であり、村民の正確な所得の把握と適正な課税に努めること。</p> <p>② 各税の滞納対策について、夜間の訪問徴収は担当職員の安全対策を図り、熊本県併任徴収職員や他市町村税務課と連携及び協力体制を強化しながら、滞納者からの分納誓約書の徴取による確実な約束と、滞納者に対する納税の働きかけによる滞納の解消に努力をお願いします。</p> <p>③ 軽自動車税の未納対策として、過年度滞納額が把握できる納付書への様式に変更できないか検討をお願いします。</p> <p>④ 軽自動車税の滞納が数年にわたる車輛については、現物の有無を確認し、所有者に対して適正な手続を行うこと。</p> <p>⑤ 令和2年度から地方公務員法の改正に従って納税組合が全て解散することにより税金の滞納が増えることが懸念されることから、滞納者の増加に繋がらぬよう、また関係する事務量の増加については対策が遅れぬよう人事担当課とも十分な検討と実施をお願いします。</p> <p>⑥ 国保税の課税・徴収及び滞納者への対応に関しては、健康衛生課と緊密な連携をとること。</p>
住民福祉課	<p>① 各種福祉計画を策定し各事業に取り組まれているが、係を越えて職員が協力し、計画された事業が達成されるよう努力をすること。</p> <p>② 健康教室やふれあいサロンの介護予防事業は重要な事業であり、健康衛生課との連携を密にしてその効果の検証を行い、住民の健康と財政の安定化に繋がるよう事業継続をお願いします。</p> <p>③ 乳幼児の健全育成については、健康衛生課と情報共有を図りながら連携を密にした取り組みをすること。</p> <p>④ 住民福祉課では戸籍等の重要な個人情報管理しており、個人情報の漏洩防止について特段の配慮をすること。</p> <p>⑤ 消費者行政については、詐欺による村民への被害が発生しないよう被害防止対策のサービスや相談体制の周知活動をすること。</p> <p>⑥ 住民福祉課は補助事業も多く複雑多岐にわたっているが、住民のニーズに応じた福祉サービスが提供されるよう社会福祉協議会と</p>

	<p>の連携を図りながら、住民福祉の向上に努めるようお願いする。</p> <p>⑦ 乳・幼児の虐待防止・早期発見・高齢者の孤独死防止については、民生委員協議会等の各関係機関と連携を図り、その防止に努めること。</p> <p>⑧ 福祉課内で購入した備品については、課内で備品台帳の整備をすること。</p>
健康衛生課	<p>① 予防接種の事故防止に努めること。</p> <p>② 一般家庭のごみの出し方については、再度ごみの減量と分別収集について啓発を行い、ごみの分別の悪い所については分別の徹底を指導するようお願いする。</p> <p>③ 村民の地域ごとの疾病の特徴を分析して、生活指導や食生活に結び付けることが出来ないか検討をお願いする。</p> <p>④ 水道については、村が管理する簡易水道とともに、各地区で利用している生活用水についても配慮すること。</p> <p>⑤ 各地区で管理する水道施設の滅菌液の販売については、各地区への直接配達と直接代金支払いが出来ないか検討をお願いする。</p> <p>⑥ 国保税の課税と徴収及び滞納者への対応については、税務課との緊密な連携をとること。</p>
産業振興課	<p>① 農業者の高齢化と後継者不足は村の大きな課題である。球磨村に合った集落営農、中山間地域等直接支払制度等を活用し、また専業農家及び兼業農家についても把握したうえで、農業の法人化組織の立ち上げについて検討するなど、行政が先駆的立場で方向性を検討しながら今後の農業振興に努めるようお願いする。</p> <p>② 奨励作物の推進については、栽培状況の把握を行うとともに農業所得の向上に繋げる生産者の育成及び栽培指導をすること。</p> <p>③ 有害鳥獣による被害は、被害を報告しない農・林家があることから、JAや農業共済組合等の情報に頼らず被害状況を把握しながら万全な対策をとること。</p> <p>④ 本年度から施行された森林経営管理制度の実施にあたっては、森林所有者の意向調査を行い、国や県の動向を注視しながら適正な制度運用の準備と事業の取り組みに努めるようお願いする。</p> <p>⑤ 本年度から森林環境譲与税交付金（森林の間伐や林業の人材育成・担い手の確保、木材利用促進、森林整備を目的とする）が市町村へ交付されているが、村の基幹産業である林業の振興対策に効果のある使途に努めるようお願いする。</p> <p>⑥ 農業委員会の農地利用状況調査は重要な業務と思う。今後の農地管理の維持及び耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて、実効性のある対策の検討をお願いする。</p>

建設課	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路の定期的な点検と適正な維持管理に努めると共に、災害防止に努めること。 ② 工事の設計にあたっては、適正な積算に留意すること。 ③ 工期の設定については、工事の難易度や社会環境（資材・人材確保）に配慮するようお願いする。 ④ 工事現場においては、工事業者の適正な指導と共に、事故防止に配慮するようお願いする。 ⑤ 適正な工事实施を行うため、業者に対し適正な工程管理の指導をお願いする。 ⑥ 生活基盤道路の工事による通行止めは、時期や期間について村民への配慮をお願いする。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒の登下校を含む安全対策については、地域とも連携を図り万全な対策をお願いする。 ② 小中学校のコミュニティースクール事業では、地域と学校、家庭を結びつける学校づくりに取り組まれ、社会教育部門で教職員経験者を2人雇用しており、本村の社会教育の充実、心の教育、家庭教育の充実の推進をお願いする。 ③ 一勝地小学校1階教室内の結露発生と、平成29年度の球磨中学校体育館の大規模改修工事後の、1階更衣室及び剣道場の天井部分の結露が発生する原因については、施工業者と原因を解明し早急に改善の対策をとること。 ④ 教育委員会では、学校現場を含め多くの嘱託・臨時職員を雇用しており、目配り気配りを留意して職員の健康管理を含む業務管理には特段の配慮すること。 ⑤ 休止中の大槻キャンプ場については、今後の再開若しくは建物の老朽化に伴う解体撤去など、大槻地区住民とも今後の方針を協議したうえで、今後の施設の維持管理について検討をお願いする。 ⑥ スポーツ教室等の講師謝礼の報償について、村外からの講師派遣を除く村体育協会に所属するスポーツ団体（協会）からの講師派遣については、村内スポーツ団体（協会）へは毎年補助金が交付されており、内部団体からの講師派遣は所属団体の活動として線引きする必要があり、今後の方針の検討・協議をお願いする。

第5 まとめ

令和元年度の定期事務監査の結果については、各課に対しての意見等は個別に述べたとおりで、全体的に感じたこととして、まず、住民に対する対応であるが、相談があった事項等に対する説明は、説明を受ける側が誤解を招かないように、そして丁寧な説明を心がけるようお願いする。

公用車、その他備品については、丁寧な取扱いに配慮するとともに、運転するときは最善の注意を払い事故防止に努めるようお願いする。

また、各課で管理する備品については、備品台帳の整備をお願いします。

さらに、各課数年にわたる計画書については、各職員それぞれがその計画書の内容を把握するとともに、その目標を実現するために日々研鑽に努めるよう切望して、定期事務監査のまとめとする。